⑵　株式会社かんぽ生命保険競争参加資格又は総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けを有する者であること。

3　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成30年４月９日午後３時までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された証明書を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した証明書等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―0011 東京都千代田区内幸町２―１―１飯野ビルディング12Ｆ　株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当　堀内　一男　電話03―5532―9778

なお、弊社ホームページから本件調達情報の閲覧が可能です。

5　その他

⑴　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　株式会社かんぽ生命保険資格審査申請書の提出　参加条件を満たさない者で入札を希望する者は、当社所定の審査申請書に必要事項を記入の上、上記４に示す場所へ提出すること。

なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。

⑹　入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6　Summary

⑴　Contracting entity : Shinji Andou, Managing Executive Officer JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : 700 licenses of Purchase of software license (Visio)

⑷　Fulfillment period : By 1 June 2018

⑸　Fulfillment place : According to specification.

⑹　Time limit of tender : 3 : 00 PM 9 April 2018

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A or B “Manufacture of product”, Grade A or B “Sale of product” or have Grade A or B “offer of services”, in terms of the Qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency) or JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.’ Qualification

⑻　Contact point for the notice : Kazuo Horiuchi, General Affairs Department, JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Iinobuilding 12F 1―1 Uchisaiwai-cho, 2-chome Chiyoda-ku, Tokyo 100―0011 TEL 03―5532―9778

○第２号（No. ２）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　6

⑵　購入品名及び数量　ホ　00135　記録紙（携帯端末機用）453,000冊（予定数量）

⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　入札説明書による。

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札・開札の日時及び場所　平成30年４月17日午後２時00分　株式会社かんぽ生命保険総務部入札室　東京都千代田区内幸町２―１―１飯野ビルディング12Ｆ

2⑴　第１号の２の⑴に同じ。

⑵　株式会社かんぽ生命保険競争参加資格又は総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の製造」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級、若しくは「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けを有する者であること。

3　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている書類等を平成30年４月９日午後３時00分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された書類を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする。

なお、提出した書類について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―0011 東京都千代田区内幸町２―１―１飯野ビルディング12Ｆ　株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当　塩見　仁　電話03―5532―9778

5　第１号の５に同じ。

6　Summary

⑴ and ⑹　The same with the notice above (No. 1)

⑵　Classification of the products to be procured : 6

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About 453,000 volumes of Record paper for portable terminal

⑷　Prearrangement period of delivery : To be specified later

⑸　Delivery place : To be specified later

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A, B, C or D “Manufacture of product” or have Grade A, B, C or D “Sale of product”, in terms of the Qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency) or JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.’ Qualification

⑻　Contact point for the notice : Hitoshi Shiomi, General Affairs Department, JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Iinobuilding 12F 1―1 Uchisaiwai-cho, 2-chome Chi-yoda-ku, Tokyo 100―0011 TEL 03―5532―9778

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年２月16日

日本年金機構本部　調達部長　影内　聡志

◎調達機関番号　428　◎所在地番号　13

○第133号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　6、71、27

⑵　調達等件名及び数量　20歳到達者等へのQRコード付きアクセスキー通知書の作成及び発送準備業務（平成30年６月～平成31年３月発送分）　予定数量1,004,000件

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　委託期間　契約締結日から平成31年３月31日まで

⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所

2　競争参加資格

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。

⑵　日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

②　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。